

# 相談

そつだん

多重債務 110番

返しきれない借金の支払いに困っている、利息を払い過ぎていたりかもしれないという方はご相談ください。

◆日時 12月10日(土)午後1時～4時  
◆場所 県民生活相談センター(ふれあい福寿会館1棟5階)

◆相談方法 ①面接相談(要予約・前日受付締め切り) ②電話相談(右記の日時に電話)

◆相談料 無料  
◆申込・照会先 県民生活相談センター(☎058・277・1003)

# 案内

あんない

## 建物を取り壊したら届出を

建物を取り壊したり、建物の所有権を変更する場合は、届け出が必要です。  
▽建物を取り壊す場合：家屋取り壊し届(認印が必要です)  
▽未登記家屋の所有権を変更する場合：納税義務者変更届(新旧の持ち主の認印が必要です)

それぞれの様式は、税務課家屋係または各地域事務所にあります。

◆照会先 税務課家屋係(☎③8783 FAX②2308)

## 関市平和通会館(アピセ・関別館) 閉館

関市平和通会館(アピセ・関別館)は、建物の老朽化などの理由により、平成24年3月31日で閉館します。長年のご利用ありがとうございました。  
◆照会先 商工課(☎②6753 FAX③7741)

## 小中学校の非常勤講師登録

市内の小中学校では「わかあゆプラン講師」および他の非常勤講師に支援をお願いして教育活動を進めています。非常勤講師などは、あらかじめ登録をいただいた方の中から採用します。ご希望の方は登録してください。  
◆登録・照会先 学校教育課(☎②8124 FAX③7747)

## 勤労者住宅資金利子補給

◆対象者 次のいずれにも該当する方  
▽賃金、給料などによって生活する方(専従者、法人の役員を除く)  
▽自己の居住用の住宅(住宅部分の床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満)を市内に新築または購入された方(修繕および増築は対象外。中古住宅を購入された場合は築年数により対象となる場合あり)

▽平成22年12月31日までに住宅資金の融資を受けている方(借り換えは対象外)

▽市税を完納されている方  
◆対象期間 融資を受けた月から1年間

◆補給金額 支払った利子のうち、対象融資1500万円までの年利1%以内の額。

◆申請期間 「融資を受けた日から1年を経過した日」から3カ月以内。

◆申請先 商工課(☎②6752 FAX③7741)  
※申請書は当課にあるほか、市ホームページからも入手できます。  
※当制度は平成22年12月31日までの住宅資金融資で終了します。

## 地震発生時の出火防止

地震が発生したときに起こる火災は、地震そのものによる被害を何倍にも大きくします。

地震が発生した時は、あわてて外に飛び出したりせず、まずは、丈夫な机やテーブルの下にもぐるなどして身を守り、揺れがおさまった後で出火防止の行動をとります。

▽使用中のガス器具、ストーブなどは確実に消火しましょう。

▽ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜きましょう。プロパンガスが使われている方は、普段からボンベをチーンなどで固定しておきましょう。

▽避難などで家を空ける場合は、通電火災を防ぐためにブレーカーを遮断しましょう。

▽もし出火した時は、初期のうちに消火器などで消しましょう。大声で近所に助けを求めるとも大切です。

◆照会先 関消防署(☎③0119)

広告

# 有料広告

広告

# 有料広告